

# 朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和4年9月1日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和4年9月1日（木） 午前10時00分から 午前10時21分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和4年9月1日(木)

午前10時00分から

午前10時21分まで

朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

選挙人名簿関係

議案第34号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第35号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第36号 在外選挙人名簿から抹消することについて

選挙管理委員会条例関係

議案第37号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

- 5 その他
- 6 閉会

出席委員(4人)

委員長	細田 昭司
委員長代理	加藤 洋子
委員	曾根田 晴美
委員	金子 智恵子

---

事務局	選挙管理委員会事務局長	斎藤 勉
事務局	選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	大高 亮
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤 真
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係主事	齊藤 竜馬

## 資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第34号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第35号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和4年9月1日定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第36号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況
- ・ 議案第37号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 【参考資料】 議案第37号新旧対照表
- ・ 朝霞市投票立会人公募要領（案）

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。

残暑厳しい日が続いておりますが、定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。早速議事を進めさせていただきます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程第3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、金子委員、お願いいたします。

○金子委員

よろしくお願いいたします。

◎4 議題 選挙人名簿関係

議案第34号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

○細田委員長

次に、日程4、議題でございます。選挙人名簿関係。

「議案第34号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第35号 選挙人名簿から抹消することについて」、両案は関連致しますので一括議題とさせていただきます。それでは、一括して提案理由の説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第34号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を次とおり定めることについて議決を求める。

令和4年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員長。

男、1,065人。女、1,045人。計2,010人となっております。

1枚おめくりください。

続きまして、「議案第35号 選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和4年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1,067人。女、981人。計2,048人となっております。

1枚おめくりいただきまして、今回の定時登録の概要について、御説明を申し上げます。

1番、選挙人名簿の登録については、議案第34号の内容になっておりまして、転入が令和4年3月22日から令和4年6月1日までに転入の方。年齢要件につきましては、平成16年7月12日から平成16年9月2日生まれの方が対象となっております。

続きまして2番の選挙人名簿からの抹消につきましては、議案第35号の内容になってございます。転出等につきましては、令和4年2月21日から令和4年4月30日まで。死亡につきましては、令和4年6月22日から令和4年9月1日までとなっております。

3番のところですが、市内転居につきましては、今回8月17日までで処理をさせていただきました。

4番のところでは、選挙権を有する者の1/50、1/6、1/3の数についてそれぞれ書いてございます。

裏面を御覧ください。

今回の定時登録によりまして登録された数ですが、下段になります。男、59,259人。女、58,809人。合計118,068人となっております。

以上になります。

○細田委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、初めに議案第34号について御質疑ございますか。

よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第34号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませぬか。

(はい、の声)

御異議なしと認めます。

よって議案第34号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第35号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(はい、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第35号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(はい、の声)

御異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

#### ◎4 議題 選挙人名簿関係

##### 議案第36号 在外選挙人名簿から抹消することについて

#### ○細田委員長

次に在外選挙人関係でございます。

「議案第36号 在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

#### ○事務局・佐藤係長

議案第36号、在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和4年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男4人、女2人、計6人となっております。

裏面を御覧ください。

今回対象の方、6人のお名前、住所等載せてございます。

続きまして、次の資料になりますが、今回の在外選挙人名簿の登録者数ですが、前回の参議院議員選挙から4人の男性と女性2人の方が抹消になりまして、合計としまして男性が59人、女性が52人、合計111人となりました。

近隣市の状況につきましては、下段に載せてございます。

以上になります。

#### ○細田委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、何か質疑ございますか。よろしいですか。

(ございません、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第36号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(ありません、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり承認されました。

#### ◎4 議題 選挙管理委員会条例関係

議案第37号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

##### ○細田委員長

次に、選挙管理委員会条例関係でございます。

「議案第37号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

説明をお願いします。

大高局次長。

##### ○事務局・大高主幹兼局次長

議案第37号、朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例(案)。

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について次のとおり議決を求める。

令和4年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成5年朝霞市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「393円79銭」を「405円99銭」に、「23万2,875円」を「23万7,188円」に改める。



附則、施行期日。

1、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置。

2、この条例による改正後の朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

資料、次を御覧ください。

条例の改正の概要について御説明をいたします。

今回改正しますこの条例につきましては、市議会議員選挙と市長選挙に立候補した人の選挙運動の費用の一部を公費で負担することについて、必要な事項を定めてございます。

条例の目的でございますが、立候補する人の負担を減らすということで、お金の有る無しにかかわらず立候補、選挙運動の機会が持てるようにするためのものがございます。

「1. 改正の趣旨」です。本年4月に公職選挙法施行令が改正されました。国の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられましたので、これに準じて、今回市の条例につきましても国の選挙の公費負担に準じた内容で改正をするものがございます。

改正の内容でございますが、「ア. 選挙運動用自動車の使用」。選挙カーをレンタルする場合、1日当たり現行から300円増えて、16,100円。ガソリン代が、140円増額で7,700円に改定します。

選挙運動用ビラです。これが現行から22銭増えて、1枚当たり7円73銭。

「ウ. 選挙運動用ポスターの作成」、これにつきましても、現行から12円2銭増額しまして405円99銭。「企画費」、企画費というのはポスターのレイアウトとかデザインとかです。写真を撮影したりとかそういう費用なのですが、これが4,313円増えて237,188円に改定する予定になっております。

公職選挙法、国の選挙、衆議院、参議院選挙では、1枚当たりが541円31銭で、企画費が316,250円なのですが、資料の「※」のところに説明が書いてありますけれども、国の選挙は通常の掲示板に貼るポスターに加えて、演説会の告知用のポスターも10センチ幅で作れることになっていまして、なので2種類作れて、その大きさが市議会議員選挙、市長選挙で作る大きさの3/4になるので、単価についても3/4を乗じた形で限度額とさせていただきたいと思っております。

この3/4の措置につきましては、従前から3/4になっておりますので、今回も同じ形で改正を予定してございます。

施行期日は、公布の日から施行で、条例改正後、その期日を告示される選挙について適用するということです。突発的な選挙がなければ、来年予定されております市議会議員選挙から適用になるものと考えてございます。

説明については、以上でございます。

○細田委員長

丁寧な説明、ありがとうございました。

議会に提出する確認ですが、12月でよろしいですか。

○事務局・大高主幹兼局次長

はい、12月を予定しています。

○細田委員長

それでは、何か質疑ございますか。

細かく丁寧な説明だったので、お分かりいただけたと思います。

こんなことで12月に出していただくということで、議案第37号について質疑がないようでございますので、これより採決いたします。

議案第37号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって議案第37号は、原案のとおり承認されました。

◎5 その他

○細田委員長

日程5「その他」でございます。

委員の方から、何かございますか。

ないようでございますので、事務局からお願いします。

何かございますか。大高局次長。

○事務局・大高主幹兼局次長

それでは、6月市議会で、選挙に関する一般質問がありました。

委員長に御出席いただいて、答弁しましたので、その内容について御報告いたします。

山口議員から、選挙に関する質問で、「障害者の投票する権利行使の保障についてということで、「投票会場のバリアフリー」、「選挙情報について」、「投票方法等について」ということで、質問がございました。

答弁としましては、バリアフリーにつきましては市内にある23か所の投票所は全て1階に配置しており、入口に段差がある投票場については、スロープを設置して障害者に配慮しています。

選挙情報については、選挙のお知らせはホームページに掲載することで、音声の読み上げが可能になっています。先の市長選挙では、選挙公報の音声版をホームページに掲載するなど、視覚に障害がある方に配慮した情報提供を行っています。

投票の方法につきましては、郵便投票の制度、重度の障害のある方、要介護5の方については、そういう制度の活用ができるということと、投票所で自分で投票用紙に書くことが困難な方には、代理投票の制度があるということ。

その他、各投票所に車椅子ですとか、車椅子用の記載台、点字機、コミュニケーションボードなどを備えて、障害がある方にとって、より投票しやすい環境となるように配慮している現状について答弁をしておられます。

以上でございます。

続けて、9月議会、今回の議会について、選挙に関する一般質問が、2点出されております。1件が田辺議員からで、選挙情勢に関するということの質問で、参議院選挙の投票率であったりとか、選挙事務の課題とか、そういうことについて質問するということです。

もう一方が佐久間議員で、投票済証明書のデザインについて、志木がカパルのデザインを投票済証明書に印刷したりして、ちょっと工夫を凝らしているので、朝霞ではどうですかというような質問です。

あと、前回の開票立会人に佐久間議員も来たのですが、立会人の決定通知書に、集合時間は書いてあったけれど、集合場所の記載がなかったので、丁寧に案内してほしいと。その2点の質問が出されていますので、委員長に出席いただいて答弁していただく予定になっております。

以上です。

#### ○事務局・斎藤事務局長

会期日程について。

会期でございますが、8月29日月曜日に開会をいたしました。9月5日月曜日に議案に対する質疑が行われます。今回の提出議案は14議案でございます。

9月7日水曜日に、総務常任委員会と建設常任委員会が、9月9日金曜日に、民生常任委員会と教育環境常任委員会が開かれます。

今回は、令和3年度の決算が議案となっておりますので、総務常任委員会で選挙管理委員会に係る内容も審議されます。一般質問は9月15日木曜日、16日金曜日、20日火曜日の3日間でございます。9月26日が議会の閉会日となります。

会期は、以上でございます。

○細田委員長

はい、ありがとうございます。

まだございますか。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

お手元に、選挙の記録が出来上がりましたので、お配りさせていただきました。

8月の定例会のときに、7月10日の参議院選挙につきましては、反省会、概要については説明いたしましたので、この部分の説明は割愛させていただきますが、投票者数ですとか、投票率について細かく載せてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

次にもう1点ですが、前回8月の定例会で同じくお話いただきました立会人の公募要領が出来上がりましたので、お手元にお配りしています。前回でも御説明申し上げましたが、今回、立会人を公募するのは4年ぶりということございまして、市民の皆様選挙に対する関心を高めていただいて、投票率向上を目的として、立会人の方を公募するものでございます。

応募資格としましては、前回色々お話があったと思います。朝霞市の選挙人名簿に登録されてる方を対象にしますので、特に年齢要件等はございません。選挙人名簿に登録されている方。それから、投票所まで御自分の力で行くことができる方ということで募集を掛ける予定でございます。

それから、中ほど2ページを御覧いただければと思うのですが、応募の方法につきましては、広報あさか11月号に掲載する予定でございます。

それから、朝霞市のホームページでも載せて、広く応募する予定でございます。

応募期間としましては、令和4年11月1日火曜日から、令和4年12月9日金曜日の消印までをもちまして、募集したいと考えております。

以上、簡単ではありますが、説明になります。

○細田委員長

はい、ありがとうございました。

先ほど大高局次長から報告がありました、障害者の投票に関する権利の保障につきましては、広報あさか8月号の9ページに載っておりますので、参照してください。

何か今の報告に対して、大丈夫ですか。報告どおりで進めさせていただきたいのですが。

よろしいですか。

若い人が来てくれればね、立会人にいいんですがね。

特別に高校に持って行くことはできるのかね。

○事務局・佐藤係長

今委員長、お話いただきましたが、朝霞高校と朝霞西高校がございますので、御案内の通知を出す予定でございます。

○細田委員長

よかった。ありがとうございます。

○加藤委員長代理

時期によってはできないね。学校があったときはね。

○細田委員長

でも、日曜日ですからね。

○加藤委員長代理

日曜日ね。

何年か前にやってたよね。

○細田委員長

そうですね、4年前とかね。

ほかになれば、いいですかね。

これをもって、いいですか閉会して。

---

◎6 閉会

○細田委員長

ほかにならぬようでございますので、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

委員